

社会福祉法人いぶき福祉会 費用弁償に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、理事及び監事（以下「役員」という。）、評議員が法人業務を行う場合の費用弁償について必要な事項を定める。

（費用弁償）

第2条 本会の役員及び評議員が、法人の会議に出席又は法人業務を行う場合、交通費等の実費相当費用を弁償することができる。

（支給額等）

第3条 費用弁償の支給額は、実際に乗車した公共交通機関の運賃とする。
2 費用弁償は、費用弁償が発生した月の翌月5日（支給日が銀行休業日の場合は、直前の営業日）に支払う。

（新旧役員等への費用弁償）

第4条 旧役員、旧評議員、新役員就任予定者が法人業務に関わった場合は、本規程を適用することができる。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、評議員会が決議する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。（役員・評議員の費用弁償の額の統一）

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。（役員・評議員に報酬を支給するための改正）

附則

この規定は、令和2年6月22日から施行する。（評議員会決議にすると定款改正が必要になる旨の指導に伴う改正）